

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本（キャップ通しについては1個）につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 39銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 45銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 55銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 48銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 61銭
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 41銭

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

4 効力発生の日 平成26年4月25日